

◎特定生殖補助医療に関する法律案新旧対照表

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一～三十四の二 【略】</p> <p>三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一項第一号又は第十七条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十四の四・三十五 【略】</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一～三十四の二 【略】</p> <p>三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号又は第十七条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十四の四・三十五 【略】</p>

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三一第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の六関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能證明の事項	課税標準	税率
一～五十の三〔略〕		

五十の四 認定実施医療機関若しくは認定供給医療機関の認定又は業として行う精子又は卵子のあつせんの許可

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能證明の事項	課税標準	税率
一～五十の三〔略〕		

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三一第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の六関係）

現 行

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能證明の事項	課税標準	税率
一～五十の三〔略〕		

五十の四 認定実施医療機関若しくは認定供給医療機関の認定又は業として行う精子又は卵子のあつせんの許可

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能證明の事項	課税標準	税率
一～五十の三〔略〕		

(+) 特定生殖補助医療に関する法律（令和七年法律九万円）第五条第一項（提供型特定生殖補助医療を実施する病院等の

五十一～百六十 〔略〕	(二) 特定生殖補助医療に関する法律第十八条第一項(供給業務を行う病院等の認定)の認定供給医療機関の認定(更新の認定を除く。)		
	(三) 特定生殖補助医療に関する法律第三十二条第一項(業として行う精子又は卵子のあつせんの許可)の業として行う精子又は卵子のあつせんの許可(更新の許可を除く。)	許可件数	認定件数
		九万円	一件につき
		九万円	一件につき
〔新設〕			〔新設〕

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
提供を受ける国の機関又は法人	事務	提供を受ける国の機関又は法人	事務
一～十五　〔略〕	〔略〕	一～十五　〔略〕	〔略〕
十五の二　國立研究開発法人国立成育医療研究センター	特定生殖補助医療に関する法律（令和七年法律第二号）による同法第二十三条第三項の確認、同法第五十一条の同意書等の保存、同法第五十二条第四項の回答、同法第五十三条第四項の開示、同法第五十四条第三項の要請、同条第四項の通知、同法第五十五条第三項の開示、同条第四項の通知又は同法第五十六条第四項の開示に関する事務であつて総務省令で定めるもの	〔新設〕	

十五の三・十五の四	〔略〕
十六～百二十三	〔略〕

十五の二・十五の三	〔略〕
十六～百二十三	〔略〕

○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）

（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（国立高度専門医療研究センターの目的）

第三条 [略]

2・3 [略]

現 行

（国立高度専門医療研究センターの目的）

第三条 [略]

2・3 [略]

4 国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であつて、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するため特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

5 国立成育医療研究センターは、前項に規定するもののほか、特定生殖補助医療に関する法律（令和七年法律第二号）に基づ

き、同法第五十七条に規定する事務並びに特定生殖補助医療（同法第二条第一項に規定する特定生殖補助医療をいう。第十六条第二項第二号及び第二十七条第二項第三号において同じ。）に関する情報の収集、調査及び研究を行うことを目的とする。

〔略〕

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第十六条 国立成育医療研究センターは、第三条第四項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2

〔新設〕

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一 特定生殖補助医療に関する法律第五十七条に規定する事務を行うこと。

二 特定生殖補助医療に関する法律第六十二条の規定により特定生殖補助医療に関する情報の収集、調査及び研究を行うこと

(前項第一号に掲げるものを除く。)。

〔略〕

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第十六条 国立成育医療研究センターは、第三条第四項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第十七条 国立長寿医療研究センターは、第三条第六項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇七 [略]

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一項第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一項第一号若しくは第二号又は第十七条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 [略]

(主務大臣等)

第二十七条 国立高度専門医療研究センター（国立成育医療研究センターを除く。）に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第十七条 国立長寿医療研究センターは、第三条第五項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇七 [略]

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一項第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一項第一号若しくは第二号又は第十七条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 [略]

(主務大臣等)

第二十七条 国立高度専門医療研究センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

2

国立成育医療研究センターに係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、厚生労働大臣

二 第十六条第一項に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、厚生労働大臣

三 第十六条第一項第一号に掲げる業務のうち特定生殖補助医療に係るもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣

四 第十六条第二項に規定する業務に関する事項については、内閣総理大臣

3 国立成育医療研究センターに係る通則法における主務省令は、
主務大臣の発する命令とする。

〔新設〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	別表 (第九条関係)
現 行	別表 (第九条関係)
改 正 案	別表 (第九条関係)

百三十七　内閣総理大臣	一　百　三　十　六
〔略〕	〔略〕

特定生殖補助医療に関する法律（令和七年法律第七号）による提供型特定生殖補助医療に係る確認、同意書等の保存、確認請求に対する回答、個人非特定情報の開示、要請請求に係る要請若しくは通知、氏名開示請求に係る開示若しくは通知又は同意に係る書面の開示に関する事務であつて主務省令で定めるもの	一　百　三　十　六
〔略〕	〔略〕

〔新設〕	一　百　三　十　六
〔略〕	〔略〕